

申入書

2023（令和5）年6月29日

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿 1-15-9 シルク恵比寿 403

株式会社オアシス 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴社の利用規約には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、2023（令和5）年8月30日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

レンタルサーバー

第 13 条 最低利用期間

第 12 条の定めにかかわらず、「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間は、利用開始日から一年間（12 ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとします。最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（99000 円）を全額お支払いいただく必要があります。

また、最低利用期間内に利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります。その場合も弊社が指定した日までに初期設定費用を一括で支払うものとします。

第 1 申し入れの趣旨

利用規約「レンタルサーバー」第 13 条（以下、「本件規約」といいます。）を削除すること、または消費者契約法 9 条 1 項 1 号に反しないよう変更することを求めます。

第 2 申し入れの理由

1 消費者契約法

- (1) 消費者契約法 9 条 1 項 1 号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものについては、当該平均的な損害を超える部分については無効としています。

(2) 本件規約においては、「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間は、利用開始日から一年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとされ、当該期間内の解約については、初期設定費用（99000円）を支払う必要があるものとなっており、実質的に見て、当該期間内の解約について一律99000円の違約金を定めるものと同様と考えられます。

したがって、実質的な違約金について、解約の時期を一切考慮することなく、一律99000円と定める本件規約は、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分を含むものといえ、少なくともその一部は、消費者契約法9条1項1号により無効となりえます。

2 不当景品類及び不当表示防止法

(1) 不当景品類及び不当表示防止法では、「商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる」表示をしてはならないとされています（第5条2号）。

(2) 貴社のインターネットホームページ (<https://oasisserver.net/>) において、「初心者アフィリエイト応援キャンペーン」に関し、「通常：99,000円▶初期費用0円60秒で自分だけのサイトが完成」「月額9800円」との表記（以下、「本件表記」といいます。）がありますが、本件

表記からは、本件規約で定められた最低利用期間や、同期間中の解約による違約金の発生は読み取れません。

したがって、本件表記は、レンタルサーバーの取引条件について、本件規約により定められた実際のもよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められうるものです。

よって、本件規約があることにより、本件表示は、不当景品類及び不当表示防止法に反しうるものともなっています。